庁議等について

令和３年４月現在

【会議】市行政の総合的な運営にあたり、次の会議（以下「庁議」）を置く。
①庁議　②部・次長会議　③課長会議　④係長会議
【目的】庁議等での政策の意志決定の迅速化、課題や政策の共有化等が合理的に行われ、効率的な行政運営が図られること。

庁　議

市長
副市長
教育長
庁議構成部長

総務部長　総合政策部長　市民部長　健康福祉部長　経済部長
建設水道部長　教育部長
※オブザーバー　市立大学事務局長　市立総合病院事務部長

部・次長会議

市長
副市長
教育長
庁議構成部長

議会事務局長　消防長

市民部次長　健康福祉部こども・高齢者支援室長
健康福祉部次長（社会福祉事業団）　経済部産業振興室長
建設水道部次長　会計室長　監査委員事務局長　農業委員会事務局長
市立病院事務部次長　消防署長

課 長 会 議

※ 係長会議は必要に応じて随時開催。

報　告
〔課題・政策の共有化〕

庁　議

①審議事項
- 市政の基本方針に関すること。
- 総合計画の調整及び実施に関すること。
- 予算編成方針に関すること。
- 議会に提出する議案等のうち、重要な議案に関すること。
- 重要な市例規に関すること。
- その他市政運営上重要な事項に関すること。

②開催
- 毎週月曜日に開催。
- 毎月1回は部・次長会議と合同開催する。

③その他
- 開催時刻 ９：00～10：00
- 部長が出張等で欠席の場合は市長の指示で代理者の出席を求めることができる。

部・次長会議

①審議事項
- 庁議において部・次長会議に付議すべきものと決定された事項
- 各部及び各機関の連絡・調整に関する事項
- 市政運営上必要な事項

②開催
- 毎月1回開催。
- 開催時刻 ８：30～10：00

課長会議

①審議事項
- 庁議及び部・次長会議において課長会議に付議すべきものと決定された事項
- 各課間の連絡・調整等に関すること。
- 市政運営上必要な事項

②開催
- 毎月部・次長会議の翌日開催。

市長 ―― 担当部局

(1)個別課題の協議・解決
(2)政策の意志決定

- 連絡調整
- 資料提供

庁議スタッフ

総務課長
財政課長
総合政策課長
秘書広報課長